

田原市設計変更ガイドライン

令和5年12月

田原市

はじめに

建設工事の施工は、複雑かつ多様な自然・社会・環境条件の下において行う特殊性がある。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合や、予測できない状況により施工方法や使用材料等の設計内容に変更が生じる場合がある。

また、設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元や関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものであるが、様々な過程において自然的な履行条件が実際と相違するなど、予期せぬ事態が発生した場合は業務内容の変更は避けられない場合がある。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、発注者の責務が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

本市では、「田原市公共工事請負契約約款」（以下「工事約款」という。）、「田原市土木設計業務等委託契約約款」及び「田原市建築設計業務委託契約約款」（以下「委託約款」という。）において設計変更の手続きを定め、また、「田原市設計変更事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「田原市設計変更ガイドライン」は、工事約款・委託約款・取扱要領等の手続きの流れ、設計変更が可能なケース・不可能なケース等について一般的な考え方をまとめ、受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更に係る業務が適切に実施されることを目的とし策定したものである。

I 目次

第1章 建設工事	1
1 設計変更ガイドライン策定の背景	1
(1) 建設工事の特徴	1
(2) 発注者・受注者の留意事項	1
(3) 適切な設計変更の必要性	2
(4) ガイドライン策定の目的	2
2 設計変更が適切に実施されるためには	3
3 設計変更手続きフロー（工事約款第19条・20条）	4
4 設計変更が不可能なケース	7
5 設計変更が可能なケース	8
(1) 基本事項及び留意事項	8
(2) 取扱要領による設計変更理由	9
(3) 設計変更による契約変更の範囲・設計の変更手続（取扱要領第4条・5条）	10
(4) 契約変更の手続（取扱要領第6条）	11
6 工事約款19条第1項の手続き	12
(1) 設計書、図面、仕様書等が一致しない場合の手続き	12
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	13
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	14
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	15

(5) 設計図書で明示されていない特別な状態が生じた場合の手続き	16
(6) 工事中止の場合の手続き	17
(7) 受注者の請求による工期延長の手続き	18
(8) 発注者の請求による工期短縮の手続き	19
(9) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	20
7 指定・任意の運用	21
8 指定・任意の考え方	22
9 設計図書の照査	23
(1) 工事約款及び愛知県土木工事標準仕様書による設計照査の実施	23
(2) 設計図書の照査の範囲	24
第2章 設計業務等	25
1 設計変更手続きフロー（委託約款第18条～第25条）	25
2 設計変更が不可能なケース	27
3 設計変更が可能なケース	28
(1) 基本事項及び留意事項	28
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	29
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	30
(4) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き	31
(5) 業務中止の場合の手続き	32

(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き	33
(7) 「設計図書の特検」の範囲を超えるもの	34

II 参考資料

1 契約約款	35
(1) 田原市公共工事請負契約約款【抜粋】	35
(2) 田原市土木設計業務等委託契約約款【抜粋】※田原市建築設計業務委託契約約款共通	46
2 田原市設計変更事務取扱要領	50
3 田原市工事監督要領【抜粋】	54
4 設計図書の照査要領（案）[愛知県]【抜粋】	55
5 設計照査表	58
6 特記仕様書	59
7 設計変更協議伺い・設計変更協議書	61
8 愛知県土木工事標準仕様書【抜粋】	62
9 変更理由書の作成方法	63
10 変更設計書の作成方法	64
11 変更図面の作成方法	65

第1章 建設工事

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 建設工事の特徴

建設工事では個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は設計積算にあたって、工事内容に関する現場条件については、特記仕様書の条件明示の項目に記載するよう努めること。



受注者は工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認を行うことが重要である。



(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

「発注関係事務の運用に関する指針」P.3 抜粋

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」すること及び発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、取扱要領に定めるとおり、変更見込金額が当初契約金額の30%を超えるものであっても、一体施工の必要性から分離できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が当初契約金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について共通の認識を持ち、十分理解しておく必要がある。

2 設計変更が適切に実施されるためには

(現場で施工する内容に見合った設計変更とするためには)

受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに書面にて工事約款第19条第1項により、監督職員に通知、確認を請求し回答を得てから施工を行う。施工途中でも同様。



- ・愛知県建設局作成の設計図書の照査要領（案）の活用
- ・工程を考慮した早い段階での確認の請求
(設計照査表に記入し、工事打合簿にて提出)

発注者

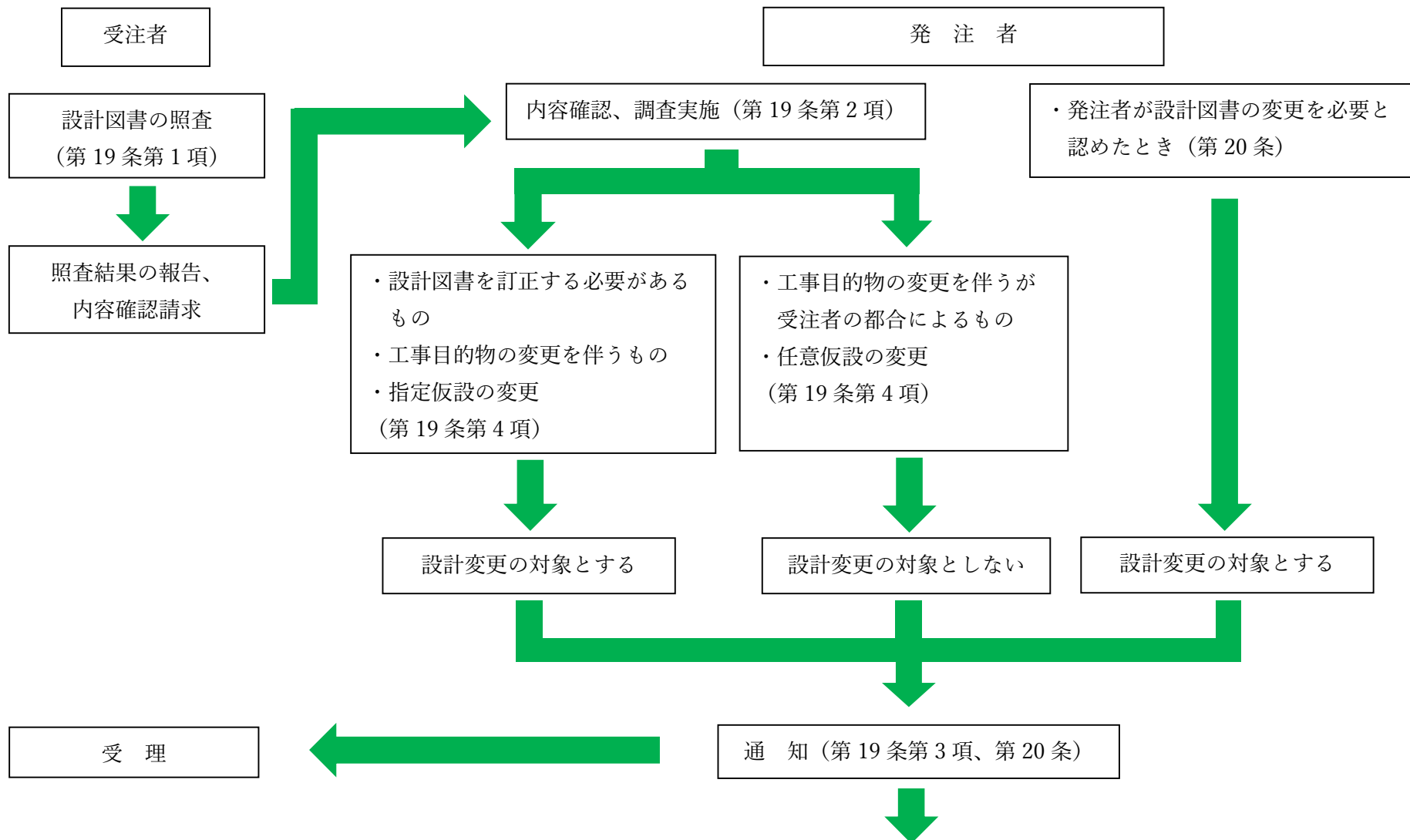
工事発注段階では、条件明示を徹底する。
施工段階では指示・協議は書面にて工事約款第19条第3項により調査の終了後14日以内に関係部局の調整を行ったうえで回答する。

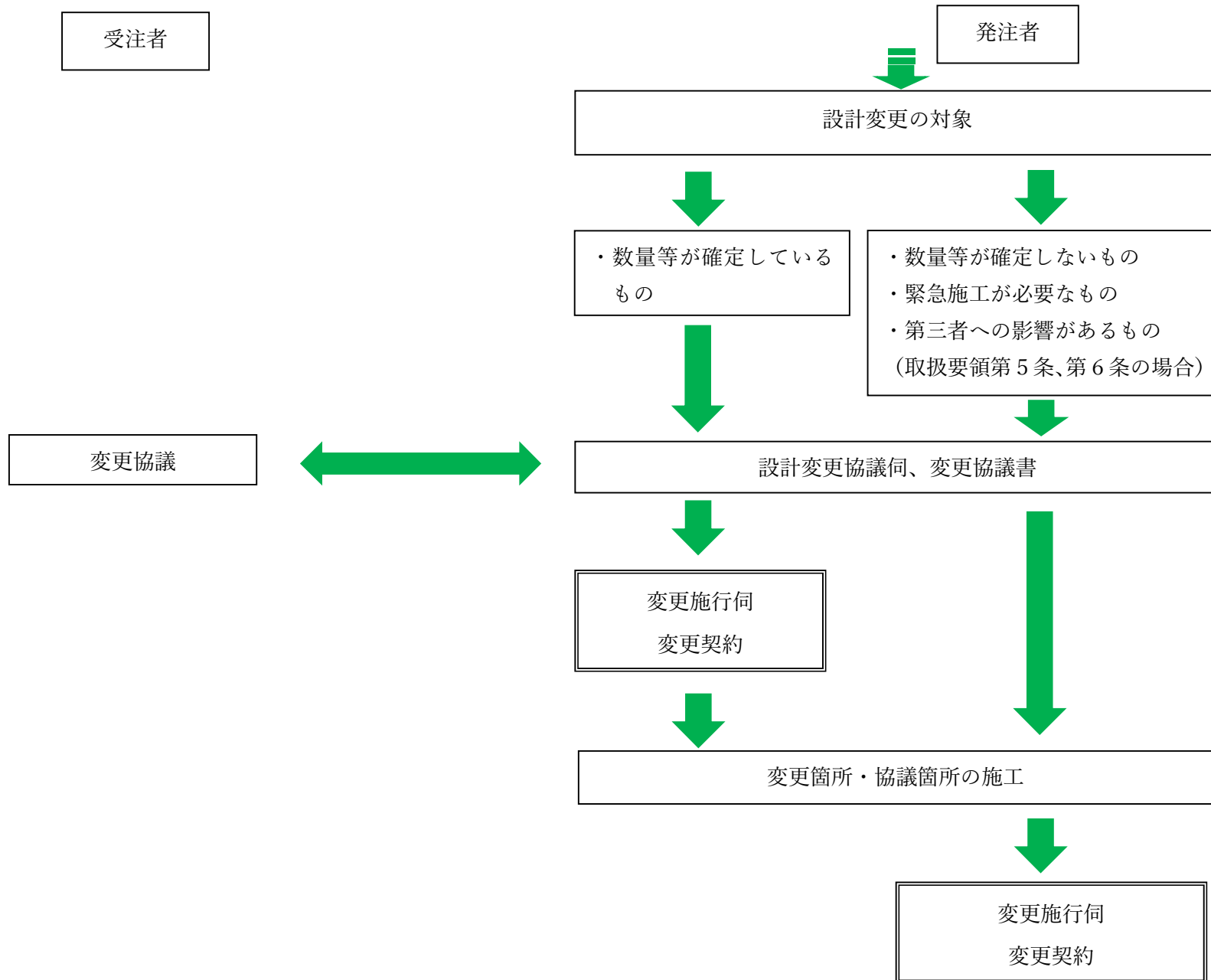


- ・積算前の現地調査
- ・照査結果の確認
- ・速やかかつ適切な回答を行う。

3 設計変更手続きフロー（工事約款第19条・20条）

工事約款第19条及び第20条に基づき設計図書の変更が必要な場合は次のように対応する。





その他 「工期もしくは請負金額の変更」「発注者が費用負担」すべき内容が記載されている工事約款の条項

- 第 9 条 特許権等の使用
- 第 16 条 支給材料
- 第 18 条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- 第 19 条 条件変更等
- 第 20 条 設計図書の変更
- 第 21 条 工事の中止
- 第 22 条 著しく短い工期の禁止
- 第 23 条 受注者の請求による工期の延長
- 第 24 条 発注者の請求による工期の短縮等
- 第 25 条 工期の変更方法
- 第 26 条 請負代金額の変更方法等
- 第 27 条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第 28 条 臨機の措置
- 第 29 条 一般的損害
- 第 30 条 第三者に及ぼした損害
- 第 31 条 不可抗力による損害
- 第 32 条 請負代金額の変更にあたる設計図書の変更
- 第 41 条 前払金等の不払に対する工事の中止

4 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

次のような場合は、原則として設計変更ができない。

(ただし、工事約款第28条 臨機の措置での対応の場合はこの限りではない。)

1. 契約図書に条件明示がない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
対応例：受注者は工事約款第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を工事打合簿により監督職員に提出し確認を求める。
2. 発注者に工事打合簿を提出しているが、回答がない時点で施工を実施した場合。
対応例：回答は、発注者が工事約款第19条第3項により調査の終了後14日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
3. 「承諾」で施工した場合。
対応例：承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は、工事約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
4. 工事約款、取扱要領第5条（設計の変更手続）の手続きを経していない場合。
工事約款第19条～21条、23条～27条、32条
対応例：発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延長・請負代金の変更など所定の手続きを行う。
5. 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。
対応例：発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

5 設計変更が可能なケース

(1) 基本事項及び留意事項

【基本事項】

次のような場合は、設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き（設計変更の手続）を行い、発注者からの「通知」又は「協議」によるもの。
（「通知」、「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延長・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

設計変更にあたっては以下の事項に留意し受注者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知する。
2. 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は工事約款第19条5項・第20条に基づき通知する。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注すべきか）を明確にする。）
3. 設計変更に伴う契約変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
（設計変更手続きフロー参照 P. 4、P. 5）

(2) 取扱要領による設計変更理由

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、田原市公共工事請負契約約款に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要因により原設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業（他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいう。）及び施工条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等（地元住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。）の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの（原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものとする。）

- ア 設計額と契約額の差額（いわゆる執行残）を別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合
- イ やむを得ない理由により執行困難となった用地買収、補償等の費用（事業費執行残）を別途に支出すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合

2 前項第1号ウについては、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

(3) 設計変更による契約変更の範囲・設計の変更手続（取扱要領第4条・5条）

（設計変更による契約変更の範囲）

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額（契約変更を複数回行う場合は、累計概算増加額）が当初契約金額の30パーセント以内の場合（別件発注することが妥当な場合を除く。）

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

3 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、「諸経費調整後の契約金額」を「当初契約金額」と読み替える。

（設計の変更手続）

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更内容を掌握し、予算の範囲内で処理できると確認した上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

(3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 監督員は、当該変更の内容を設計変更協議伺い（様式第1号）に整理し、田原市決裁規程（昭和39年田原町訓令第9号）による決裁及び関係部署の合議を得た上で、現場代理人に対し設計変更の協議を設計変更協議書（様式第2号）により行わなければならない。

(4) 契約変更の手続（取扱要領第6条）

（契約変更の手続）

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、第1号から第3号までのいずれかの条件を満たす変更又は第4号から第6号までの条件を全て満たす軽微な変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、科目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が30パーセント未満のもの

6 工事約款 19 条第 1 項の手続き

(1) 設計書、図面、仕様書等が一致しない場合の手続き

工事約款第 19 条第 1 項第 1 号 『設計変更が可能なケース』

設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に優先順位の規定がなく、一致していない場合には、受注者の判断で施工するのではなく、設計書、図面、仕様書などが誤っていると思われる点を監督職員に通知し確認する。

受注者

発注者

工事約款第 19 条（条件変更等）第 1 項第 1 号に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに監督職員に通知



工事約款第 19 条（条件変更等）第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更（当初積算の考えに基づく条件明示）



受注者及び発注者は工事約款第 25 条、第 26 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

- 例) ・平面図と詳細図で舗装構成の記載が一致しない。
・図面と仕様書で構造物の延長の記載が一致しない。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

工事約款第19条第1項第2号 『設計変更が可能なケース』

受注者は設計図書が誤っていると思われる点があれば監督職員に確認し、発注者はその内容が誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合に、受注者は勝手に補って施工するのではなく、監督職員に通知し、発注者はその内容を確認し設計図書を訂正する必要がある。

受注者

発注者

工事約款第19条(条件変更等)第1項第2号に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



工事約款第19条(条件変更等)第4項、第5項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更(当初積算の考えに基づく条件明示)



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)・条件明示する必要がある場合にも係わらず土質の条件、地下水位に関する条件、交通誘導警備員についての条件明示がない場合等

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

工事約款第19条第1項第3号 『設計変更が可能なケース』

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者は勝手に判断して施工するのではなく、監督職員に通知し確認する。

受注者

発注者

工事約款第19条（条件変更等）第1項第3号に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知



工事約款第19条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更（当初積算の考えに基づく条件明示）



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

工事約款第19条第1項第4号 『設計変更が可能なケース』

自然的条件とは、掘削する地山の高さ、埋め立てする水面の深さ等の地表面の形状や地質、湧水の有無又は量、地下水の水位等。

人為的な条件とは、地下埋設物・地下工作物の有無又は位置、工事用道路・通行道路の変更、工事に関する法令等。

受注者

発注者

工事約款第19条（条件変更等）第1項第4号に基づき、設計図書の条件明示と現場条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



調査の結果、その事実が確認された場合、工事約款第19条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例) ・設計図書に明示された土質、地下水位が現場条件と一致しない場合。

・設計図書に条件明示のない新たな制約が発生した等。

(5) 設計図書で明示されていない特別な状態が生じた場合の手続き

工事約款第19条第1項第5号 『設計変更が可能なケース』

当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合、契約内容の前提を大きく変えるもので、当初の設計図書どおりに施工することが不適當な場合のことである。

※すでに存在しており予期することができたが設計図書に施工条件として明示されていなかったものについては、脱漏がある場合として第1項第2号の適用を受ける。

受注者

発注者

工事約款第19条（条件変更等）第1項第5号に基づき、発注時に確認困難な要因による事象が現場条件と一致しない旨を直ちに監督職員に通知



調査の結果、その事実が確認された場合、工事約款第19条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例) ・ 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合

(6) 工事中止の場合の手続き

工事約款第21条 『設計変更が可能なケース』

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。



発注者

工事約款第21条第1項により受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。受注者に中止内容を通知し、中止を指示する。
(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

受注者

中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成し発注者の承諾を得る。
(愛知県土木工事標準仕様書 1-1-15 第3項 参照)



発注者

現場管理上最低限必要な施設・人数を吟味し、基本計画書を承諾

受注者

基本計画に基づいた施工の実施



発注者

承諾した基本計画に基づき施工の監督及び設計変更の実施

(7) 受注者の請求による工期延長の手続き

工事約款第23条 『設計変更が可能なケース』

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者に対し、その理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

受注者

発注者

工事約款第23条（受注者の請求による工期の延長）第1項に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知



工事約款第23条第2項、第3項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負金額についても必要と認められるときは変更を行う



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

- 例) ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
・ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 発注者の請求による工期短縮の手続き

工事約款第24条 『設計変更が可能なケース』

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

受注者

発注者

発注者からの請求に基づき協議し、承諾した工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出する。



工事約款第24条（発注者の請求による工期の短縮）第1項に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。



受注者及び発注者は工事約款第25条、第26条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例) ・ 関連工事等の影響により、工期の短縮が必要な場合

・ その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合

(9) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

『設計変更が可能なケース』

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。)
7. 構造物の構造計算書の計算結果が、設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
10. 「手引き」「各種示方書」等との対比設計。
 11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査。
 12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

7 指定・任意の運用

工事約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

工事約款1条第3項に定められているとおり、仮設・施工方法等の指定・任意については適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その内容に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

※ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注者は工事の発注にあたり指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
(設計変更の対象としない)



発注者は任意の趣旨を踏まえて適切に対応する。

不適切な例)・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。

・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「他の機械での施工は不可」との対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

8 指定・任意の考え方

	指定施工	任意施工
設計図書	施工方法について具体的に指定する	施工方法について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他 (指定仮設とすべき事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 	

9 設計図書の照査

(1) 工事約款及び愛知県土木工事標準仕様書による設計照査の実施

工事約款：(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

愛知県土木工事標準仕様書：第1編総則編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

注) 田原市の場合、「設計照査表」を使用する。

(2) 設計図書の照査の範囲

愛知県土木工事標準仕様書により受注者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

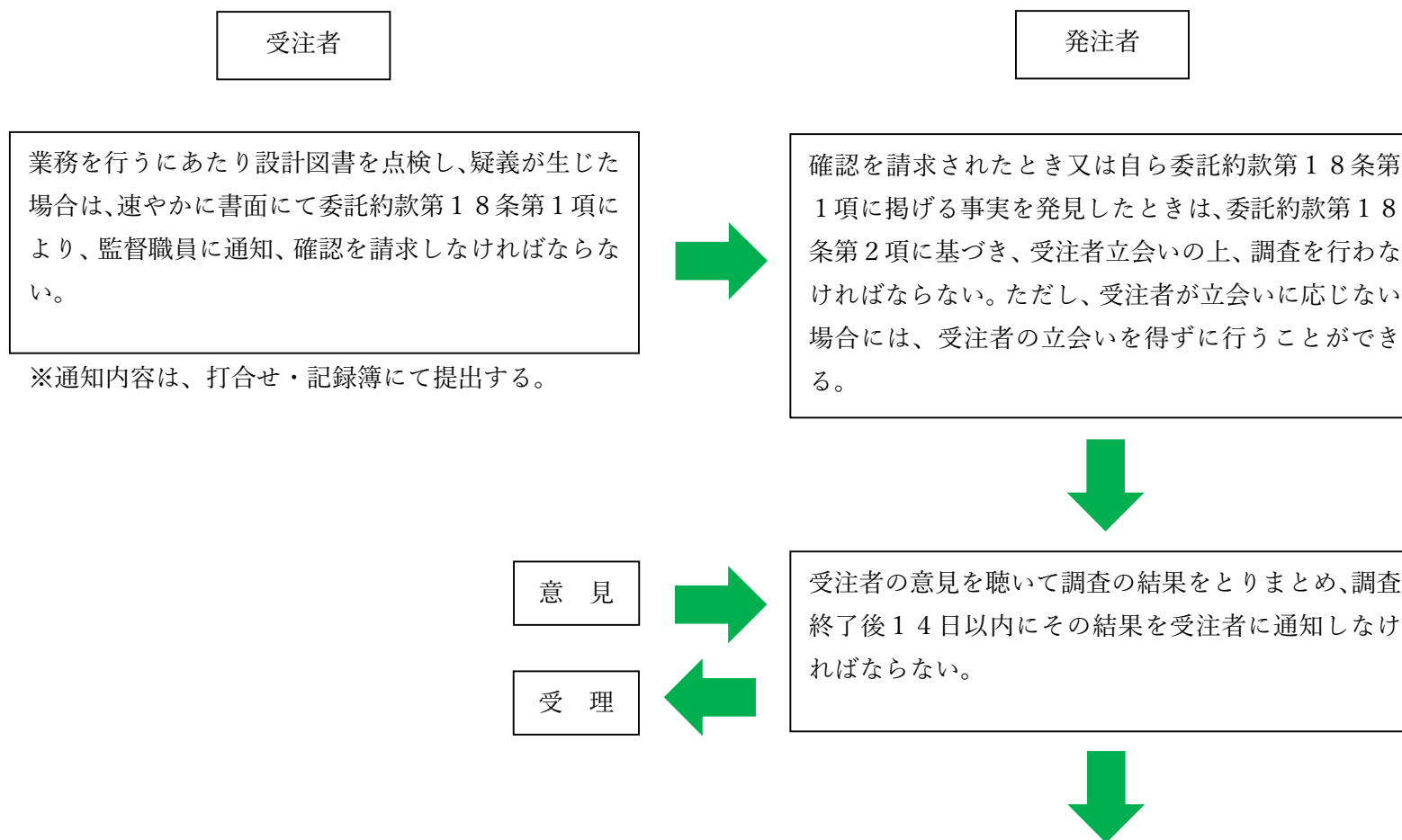
②更に詳細な説明又は書面の追加は、現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする。

注) 現地事実の確認の範囲は、上記資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれない。

(新たな比較設計や構造計算等の検討に係る費用は発注者の責務)


第2章 設計業務等

1 設計変更手続きフロー（委託約款第18条～第25条）




受注者


発注者



委託約款第18条第4項に基づき、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。



委託約款第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



委託約款第24条及び第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

2 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

次のような場合は、原則として設計変更ができない。

(ただし、委託約款第26条 臨機の措置での対応の場合はこの限りではない。)

1. 契約図書に条件明示がない事項において、発注者と協議を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
2. 発注者と協議をしているが、回答がない時点で業務を実施した場合。
3. 委託約款に定められている所定の手続を経していない場合（委託約款第18条～第25条）
4. 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。

3 設計変更が可能なケース

(1) 基本事項及び留意事項

【基本事項】

次のような場合は、設計変更が可能である。

1. 当初発注時で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。
3. 所定の手続（委託約款第 18 条～第 25 条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）。
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

【留意事項】

設計変更にあたっては以下の事項に留意する。

1. 受注者・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更協議にあたる。
2. 受注者・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受注者・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。
5. 通知、指示、協議等書面にて行う。その場合、打合せ・記録簿を使用すること。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

委託約款第18条第1項第2号 『設計変更が可能なケース』

受注者は設計図書が誤っていると思われる点があれば監督職員に確認し、発注者はその内容が誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合に、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

発注者

委託約款第18条(条件変更等)第1項第2号に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



委託約款第18条(条件変更等)第4項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は委託約款第24条、第25条に基づき「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

例) ・貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。

- ・必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

委託約款第18条第1項第3号 『設計変更が可能なケース』

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

発注者

委託約款第18条(条件変更等)第1項第3号に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知



委託約款第18条(条件変更等)第4項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は委託約款第24条、第25条に基づき「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

- 例) ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与期間が明記されていなかった。
・ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
・ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
・ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(4) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

委託約款第18条第1項第4号 『設計変更が可能なケース』

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

発注者

委託約款第18条(条件変更等)第1項第4号に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知



委託約款第18条(条件変更等)第4項に基づき、必要に応じ設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は委託約款第24条、第25条に基づき「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

- 例) ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
- ・ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があるがあった。
 - ・ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
 - ・ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった。
 - ・ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行ができなかった。
 - ・ 設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
 - ・ その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 業務中止の場合の手続き

委託約款第20条『設計変更が可能なケース』

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。



委託約款第20条（業務の中止）第1項により、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の責務）



履行期間の変更については、発注者と受注者が「協議」により定める。【委託約款第24条】

※ 必要に応じて変更工程表等を提出

例) ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

- ・ 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ・ 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった

(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き

委託約款第 22 条『設計変更が可能なケース』

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

受注者

発注者

委託約款第 22 条(受注者の請求による履行期間の延長) 第 1 項に基づき、

- ・ 履行期間の延長理由
- ・ 必要とする延長日数の算定根拠
- ・ 変更工程表などを提出



発注者は委託約款第 22 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更



履行期間の変更については、発注者と受注者が「協議」により定める。【委託約款第 24 条】

- 例) ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
・ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(7) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

『設計変更が可能なケース』

1. 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
2. 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
3. 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

Ⅱ 参考資料

1 契約約款

(1) 田原市公共工事請負契約約款【抜粋】

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、催告、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(支給材料)

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、発注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事中の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事中の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
- 3 発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第25条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第32条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第36条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第41条 受注者は、発注者が第37条、第39条又は第40条において準用される第35条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(2) 田原市土木設計業務等委託契約約款【抜粋】※田原市建築設計業務委託契約約款共通

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下この条及び第29条において「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

2 田原市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、設計変更事務の簡素化及び合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第132条第1項の規定により契約の内容を変更する場合において原設計を変更することをいう。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、田原市公共工事請負契約約款に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要因により原設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業（他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいう。）及び施工条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等（地元住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。）の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）

カ 諸経費調整に基づく場合

キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合

ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの（原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものとする。）

ア 設計額と契約額の差額（いわゆる執行残）を別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合

イ やむを得ない理由により執行困難となった用地買収、補償等の費用（事業費執行残）を別途に支出すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業効果あるいは投資効果を促進するために増工する場合

2 前項第1号ウについては、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

（設計変更による契約変更の範囲）

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額（契約変更を複数回行う場合は、累計概算増加額）が当初契約金額の30パーセント以内の場合（別件発注することが妥当な場合を除く。）

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

3 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、「諸経費調整後の契約金額」を「当初契約金額」と読み替える。

(設計の変更手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更内容を掌握し、予算の範囲内で処理できると確認した上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 監督員は、当該変更の内容を設計変更協議伺い（様式第1号）に整理し、田原市決裁規程（昭和39年田原町訓令第9号）による決裁及び関係部署の合議を得た上で、現場代理人に対し設計変更の協議を設計変更協議書（様式第2号）により行わなければならない。

3 設計変更協議伺い及び設計変更協議書には、必要に応じ変更内容を示す略図を添付するものとする。

4 設計変更協議書は、2部作成の上、現場代理人に渡し、現場代理人が押印した1部を受理し、設計変更協議伺いととも契約書一件綴りに整理しておくものとする。

5 前2項の協議に基づく工事施行変更について（伺）に添付する設計変更理由書（様式第3号）には、本要領第3条の設計変更理由に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

6 請負者から田原市公共工事請負契約約款第19条に基づく設計照査表（様式第4号）の提出があった場合は、調査を行った上で調査結果を請負者へ書面により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、第1号から第3号までのいずれかの条件を満たす変更又は第4号から第6号までの条件を全て満たす軽微な変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、科目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が30パーセント未満のもの

3 田原市工事監督要領【抜粋】

(監督員職務の分担)

第3条 監督員の職務は、次のように分担するものとする。

(1) 専任監督員

- ア 契約の履行についての請負者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整
- オ アからエに関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告
- カ 工事検査に必要な工事関係書類の整備

(2) 主任監督員

- ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告
- イ 専任監督員の指導監督
- ウ 総括監督員を置かない工事において、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の担当課長への報告及び監督業務の掌理

(3) 総括監督員

- ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の担当課長への報告
- イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務の掌理

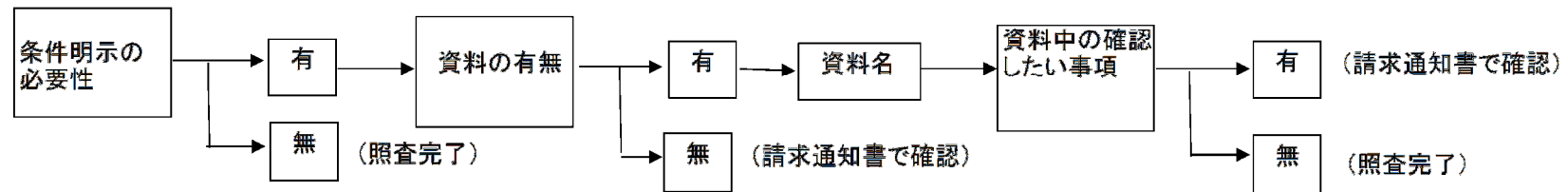
4 設計図書の照査要領（案）〔愛知県〕【抜粋】

照査項目一覧表

項目		内容	条件明示の必要性		資料の有無		資料名	資料中の確認したい事項		
条件明示	I 工法関係	工事施工関係	工法指定に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			仮設工事(指定・任意共)に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			仮設備に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			薬液注入に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			現場発生品に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			支給材及び貸与品に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			部分使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			あいくる材使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	工事用道路	一般道の使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
		仮設道に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	品質管理関係	品質管理に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	その他	その他工法に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	II 工程関係	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			公共補償工事等における他管理者との協議結果に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			占用支障物件の協議結果に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
		関係機関協議	交差協議の調整結果(道路、河川、鉄道、公安委員会等)に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
地元及び地権者との調整結果に関する事			有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関する事			有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
その他	その他工程に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		

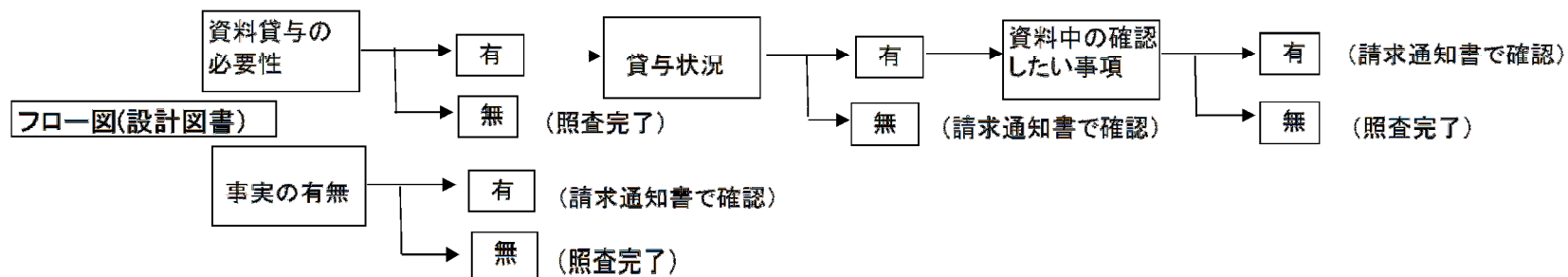
項目		内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項	
条件明示	Ⅲ 用地関係	借地に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		工事用地の復旧に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		事業損失防止に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		立木伐採に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		その他工事用地に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	Ⅳ 安全対策	安全対策関係	交通安全施設に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			近接施工に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			交通誘導員に関する事(対象工種、期間、人数及び配置)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他安全対策に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	Ⅴ 建設副産物	建設発生土	建設発生土の利用に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			建設発生土の搬出に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他建設発生に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		建設廃棄物	建設廃棄物の処理に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他建設廃棄物に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

フロー図(条件明示)



項目		内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認したい事項
資料貸与	資料の確認	地質調査報告書の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		測量成果簿の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		用地境界杭の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		測量基準点等の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		地下埋設物に関する資料の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		その他資料貸与に関すること	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
項目	内容	事実の有無	—	—	—	
設計図書	設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有□ 無□	—	—	—
		設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び規格の不整合	有□ 無□	—	—	—
		必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有□ 無□	—	—	—
		設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有□ 無□	—	—	—
		設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有□ 無□	—	—	—
		図面が不明瞭	有□ 無□	—	—	—
		施工後にしか数量が、確定できない工種	有□ 無□	—	—	—
		その他設計図書の確認に関すること	有□ 無□	—	—	—

フロー図(資料貸与)



5 設計照査表
様式第4号

設 計 照 査 表

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
項 目	実 施 設 計	設 計 照 査 結 果	備 考

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
IV	安全策関係	① 安全策関係	1	交通安全施設	指定の内容 指定の期間		
			2	近接施工	近接する施設 施工方法・作業時間帯等		
			3	交通誘導警備員等の配置	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するための必要と認められる交通誘導警備業務を行う路線に該当 上記該当路線名 配置位置 A B 時間 交替要員 期間 備考 交通誘導警備員配置図 交通誘導警備員配置関係図 A…公安委員会の検定合格者 B…資格者以外		
			4				
V	建設副産物	① 建設発生土	1	建設発生土の利用	搬入元 利用方法 数量 土質区分 片道 運搬距離 備考 現場利用条件 土質試験 項目 箇所・数 土質改良 仮置き場		
			2	建設発生土の搬出	搬出先 数量 土質区分 片道 運搬距離 備考 搬入先受入条件 土質試験 項目 箇所・数 土質改良 仮置き場		
			3				
		② 建設廃棄物	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類 数量 処理等施設 の名称 片道 運搬距離 処理方法 受入条件等 ※ 建設廃棄物の数量については、実数にて設計変更を行う。		
			2				
			3				
大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
VI	資料の確認	① 資料の確認	1	地質調査報告書の貸与			
			2	測量成果簿の貸与			
			3	用地境界杭の確認資料提示			
			4	測量基準点の確認資料提示			
			5	地下埋設物の確認資料提示			
			6	設計委託成果の貸与			
			7				

Ⅶ	他	①	他	3	調査・試験等に対する協力		
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工程		
				3	成果品等の電子納品	対象とする。	
				4	情報共有システムの利用		
				5			

(工事発注データの受け取り)

第4条 工事発注資料のオリジナルデータ(図面及び数量計算等)の受け取りはUSBが利用できないため、請負者がCD-R又はCD-RW等の電子媒体を準備すること。

(ゴム製品等の品質確認等)

第5条 請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ
製品検査	外観、寸法、性能

(ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い)

第6条 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

(付加的事業)

第7条 契約約款第19条第4項及び第20条では、設計図書の変更は発注者が行うこととされているところであるが、設計図書の変更(検討図面も含む)又は請負者の責務によらない他機関協議等に必要図面及び書類の作成について、別途、監督員より協議することができるものとする。

(架空線等上空施設)

第8条 請負者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(設計図書の縮尺)

第9条 本設計書に添付されている図面は、1/2倍に縮尺されている。

(電子納品)

第10条 第3条施工条件の明示「Ⅶその他①その他③情報共有システム」で対象とした工事に適用する。

(2) 本工事の成果品のうち、電子納品の対象とする成果品の作成については、「田原市情報共有電子納品ガイドライン」に基づくこととする。

(3) 電子納品の対象とする成果品の提出部数については、電子媒体2部とする。

(4) 請負者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、請負者は、検査時(中間検査、完了検査)の閲覧機器を準備するものとする。

(5) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者協議の上、発注者の指示に従うこととする。

(情報共有システムの利用)

第11条 第3条施工条件の明示「Ⅶその他①その他③情報共有システム」で対象とした工事に適用する。

(2) 情報共有システムは「田原市建設工事等情報電子化運用ガイドライン」に基づき利用すること。

(3) 情報共有システム利用の対象とした工事において、工事標準仕様書における「書面」について、情報共有システムを用いて報告等を行ったものについては、署名又は捺印がなくても有効とする。

(4) システム利用料は共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む。

7 設計変更協議伺い・設計変更協議書

様式第1号

D C B A									
合議	()	係長	課長補佐	主幹	課長	部長	副市長	市長	
起案	年	月	日	起案者職氏名					Ⓔ
設計変更協議伺い									
下記理由により設計の変更について協議してよろしいか。									
設計変更理由	該当項目								
契約変更の手続きが施工後の場合				田原市設計変更事務取扱要領第6条 (1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)に該当					
当初契約金額 (A)		円							
	概算増減額	累積概算増減 (B)	当初契約金額に対する比率(B/A)						
第1回	千円	千円	%						
第2回	千円	千円	%						
第3回	千円	千円	%						

設計変更協議書 (案)

年 月 日

契約者		課名	
現場代理人		監督員	
工事名		工事場所	田原市 地内
		工期	年月日 ~ 年月日
(協議事項)			

様式第2号

設計変更協議書

年 月 日

契約者		課名	
現場代理人		監督員	
工事名		工事場所	田原市 地内
		工期	年月日 ~ 年月日
(協議事項)			

8 愛知県土木工事標準仕様書【抜粋】

1-1-15 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-50臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

9 変更理由書の作成方法

設計変更の理由は次の順序で記載するものとする。

- (1) 大きい構造の変更理由及び措置
- (2) 大きい数量の変更理由及び措置
- (3) 工事延期等の理由
- (4) さ細な構造、数量の変更理由

(記載例)

当初設計の、(変更箇所・変更工種)は、(当初の設計、施工方法、契約条件)で施工する予定であったが、(契約後の調査、立会い、打ち合わせ、確認等の行為)をしたところ(変更が必要となった原因)が発生し、(状況を分析した結果)が必要となったため、(新規工種、措置方法、量等)を変更増(減・新規計上)する。

(例ー1) 当初設計の路側ブロック積工の測点20~40m間は、土質を砂利層と仮定し、法長5mで施工する予定であったが、掘削した結果、法長4mのところまで岩盤に到達したため、法長0.5m減じ4.5mとし土台工も岩着工法に変更する。

(例ー2) 当初設計の左岸橋台工の鋼管杭は、ボーリング調査結果に基づき10mで施工する予定であったが、試験杭を打設した結果、12mで支持力〇〇t(設計支持力〇〇t)となったため、12mに変更増する。

(例ー3) 当初設計の復旧延長は、既設ブロック積と蛇籠護岸の間の35mで施工する予定であったが、曲線部であったため再調査した結果、測点20~40mの間に2mの誤測があったため、2m減工し復旧延長を33mに変更減する。

10 変更設計書の作成方法

本工事内訳書、明細書、代価表、単価表の記載は、元設計を（ ）書きで下段、変更設計は上段に表示する。

新規計上の場合、(一) を下段、新規計上の項目を上段に表示する。

廃工の場合は、元設計を（ ）書きで下段、上段に — を表示する。

なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）もしくは公共建築改修工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）に準拠する場合はこの限りでない。

本 工 事 費 内 訳 書										
費 目	工 種	種 別	細 別	名 称	規 格	単位数 量単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	舗装									
		舗装工								
			舗装準備工							
				不陸整正	補足材無	m ²	630 (500)	110	69,300 (55,000)	元設計500m ² 、変更設計630m ² の数量変更
			碎石舗装工							
				碎石	50mm 1層流用碎石	m ²	300	179	53,700	第2号代価表
			アスファルト舗装工							新規計上
				表層	3.0m超 50mm 密粒度アスコ (13) プライムコートPK-3	m ²	600 (500)	1,893	1,135,800 (946,500)	
				下層路盤	100mm 1層施工 再生クラッ ションRC-40	m ²	600 (500)	555	333,000 (277,500)	
				(アスカープ	155cm2以上175cm2未満	m	22	1,087	23,914	第3号代価表) 廃工
直接工事費									1,591,800 (1,302,914)	

田原市

11 変更図面の作成方法

(1) 数量等の表示

ア 元設計と変更設計の対象図面

・数量変更の場合

156.7
PU3-300A L=(123.4)m

変更

※元数量（元設計の数量）に（ ）を付ける
変更数量を上段に赤字で表示

・新規計上の場合

PU3-300A L=123.4m
(_____)

元

※新規計上する項目と数量を赤字で表示

・廃工の場合

(PU3-300A L=123.4m)

※廃工する項目と数量を黄文字で表示

イ 元設計と変更設計の別図面

別図面とする場合は、変更した値を表示する。

(2) 工事区域の表示

ア 元設計と変更設計の対象図面

増工箇所は赤色着色、廃工箇所は黄色着色とする。

※参考 P. 66 変更設計図

イ 元設計と変更設計の別図面

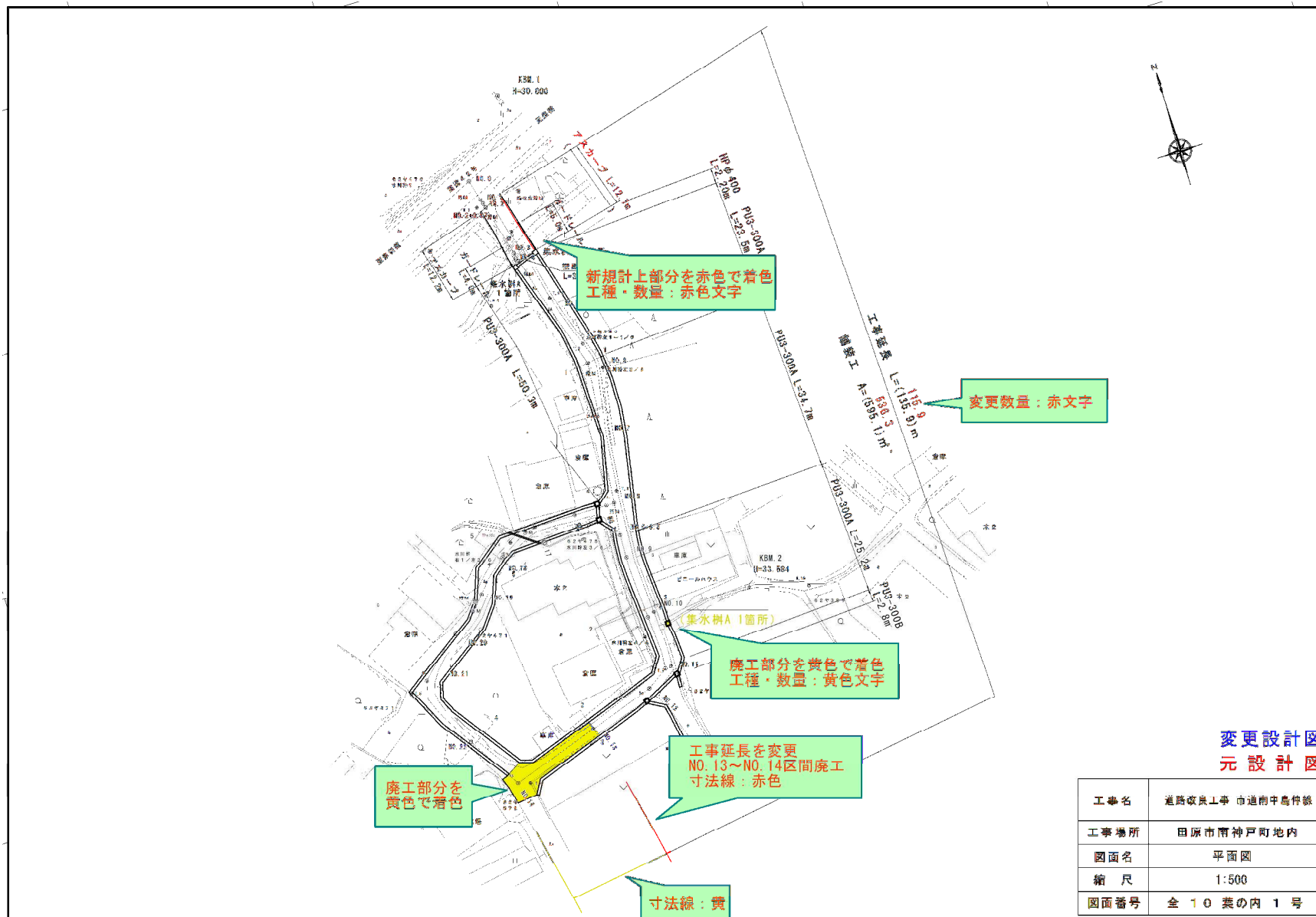
変更設計図の施工箇所は赤色着色とし、元設計図の施工箇所も赤色着色とする。

※参考 P. 67 変更設計図

P. 68 元設計図

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）もしくは公共建築改修工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）に準拠する場合はこの限りでない。

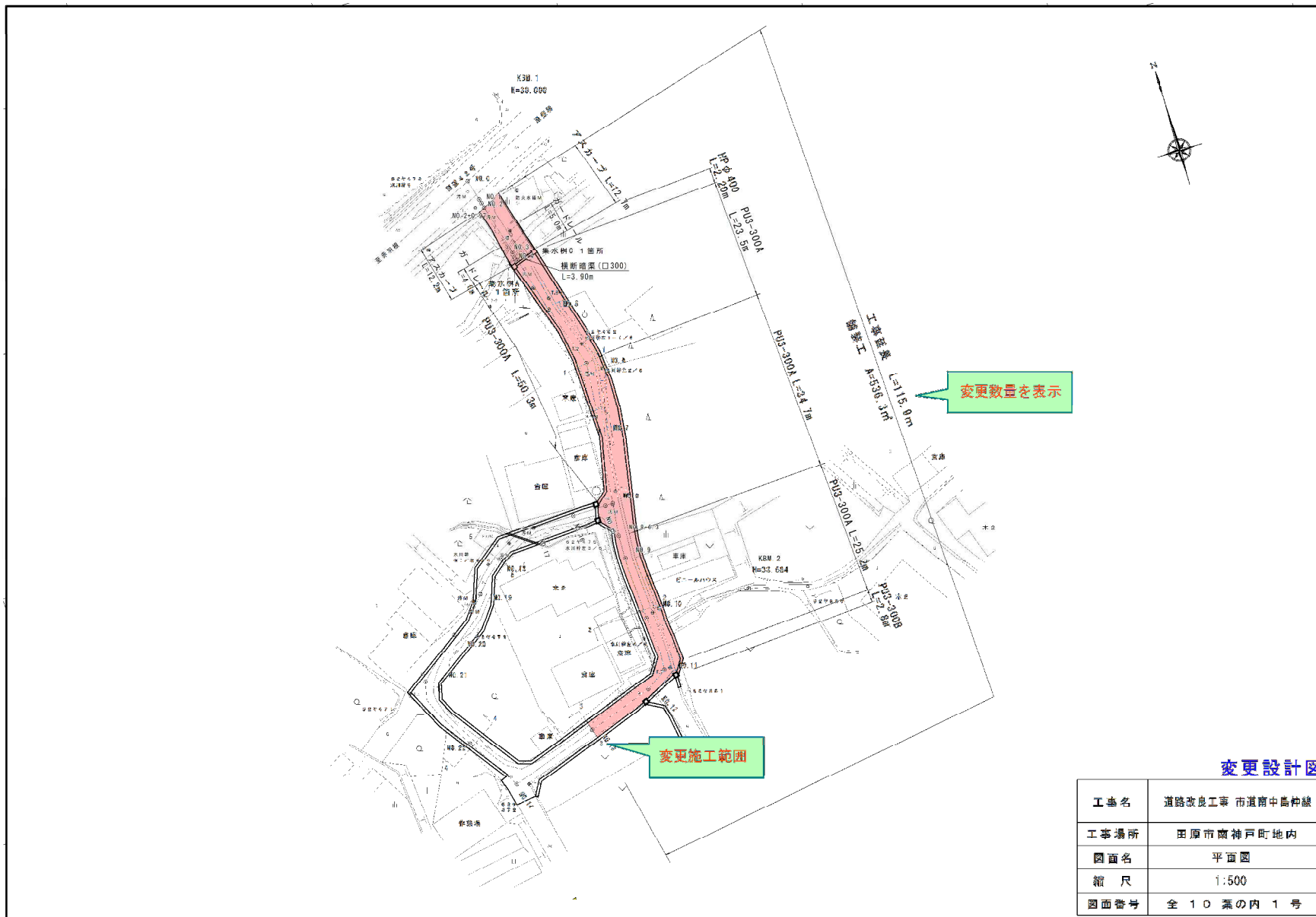
変更設計図 (元設計と変更設計の対象図面)



変更設計図
元設計図

工事名	道路収束工事 市道南中島仲路
工事場所	田原市南神戸町地内
図面名	平面図
縮尺	1:500
図面番号	全 10 葉の内 1 号

変更設計図 (別図面)



元設計図 (別図面)



元設計図

工事名	道路改良工事 市道南中島仲線
工事場所	田原市南神戸町地内
図面名	平面図
縮尺	1:500
図面番号	全 葉の内 1 号